

平成29年8月22日

## 常総市平成27年9月関東・東北豪雨災害障害見舞金認定基準

### 第1 認定基準

水害と「障害（災害弔慰金の支給等に関する法律第8条第1項に定めるものをいう。）の原因となった疾病等」との間に広く相当因果関係が認められる場合は、災害に関連して障害が残存したものと認定する。

### 第2 認定基準の考え方について

#### 1 「水害」とは

水害とは、水害によって直接的にもたらされた洪水被害等に限らず、生活環境の変化、医療環境の変化、社会的インフラ環境の変化等広く水害によってもたらされた環境の変化を含む。

#### 2 「疾病等」とは

疾病等とは、直接障害の原因となった疾病等に限られない。直接の障害の原因となった疾病等の進行を早めた別の疾病等が水害により生じた場合は、相当因果関係が認められる。

#### 3 「相当因果関係」とは

「法律上」の相当因果関係を指す。一般的に医学的・科学的因果関係よりも広く因果関係が認められやすい。

不支給処分取消訴訟における相当因果関係を前提として水害により障害が残存したといえるか否かを判断する。水害との時間的關係によって一律に判断されるものではない。

#### 4 「認められる」とは

認定資料については、第一次的に申請者側で準備すべきであり、資料の提出がない場合は申請者の不利益に取り扱うよりほかないが、申請者の中には高齢者等も含まれており十分な資料収集が期待できない可能性があることから、審査会でも積極的に資料収集すべきである。

医師の診断書、診療記録等の客観的な資料に限らず、必要に応じて当事者からの聞き取り等を行い積極的に資料収集を行う。